

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第46号）について

1. 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方（NTTの在り方等の関係）

- 2020年のNTT法等改正法の3年後見直し規定に基づき、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方を検討するため、**2023年8月**、情報通信審議会に諮問。**2024年2月に第一次答申**（「速やかに実施すべき事項」と「今後更に検討を深めていくべき事項」を整理）、**2025年2月に最終答申**。

第1ステップ

速やかに
実施すべき事項

- ・ 研究開発に関する責務の廃止
- ・ 外国人役員規制の緩和
- ・ 役員選解任認可の緩和 等

第一次答申を踏まえ、

改正NTT法で措置

2024年4月成立（同月施行）

第2ステップ

今後更に検討を
深めていくべき事項

1. ユニバーサルサービスの確保
2. 公正競争の確保
3. 国際競争力の確保
4. 経済安全保障の確保
5. NTTに関する規律の担保措置等

検討規定（改正NTT法）

NTTに係る制度の在り方について検討を加え、令和7年の常会を目途に法案提出

最終答申を踏まえ、

今回の改正法で措置

2. 電気通信番号制度の見直し

- 特殊詐欺等への電話番号の悪用が増加する状況に対応し、**電話番号の犯罪利用対策**を検討するため、**2024年5月**、情報通信審議会に諮問。**2024年11月に答申**。

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の責務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

〔あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務〕
〔最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務〕

2. 公正競争の確保（NTT東西の業務範囲規律の見直し等）

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。
- これに併せ、不公平な条件での取引禁止、卸先の情報の目的外利用の禁止等を明確化し、グループ内の大規模な事業者との合併等を事後確認の対象とする。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

5. 事後検証の実施

- 毎年、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の有識者の意見を聴きながら検証することとする。
- これに併せ、審議会の勧告制度を導入する。

6. 施行期日

- 1 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2、3、4 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 5 : 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

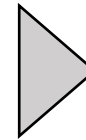
- 電話やブロードバンドの全国あまねく提供を効率的に確保するため、**NTTのみに課せられている電話のあまねく提供責任は見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がない地域のみ提供の責任を負う「最終保障提供責任」を創設。**

見直し前

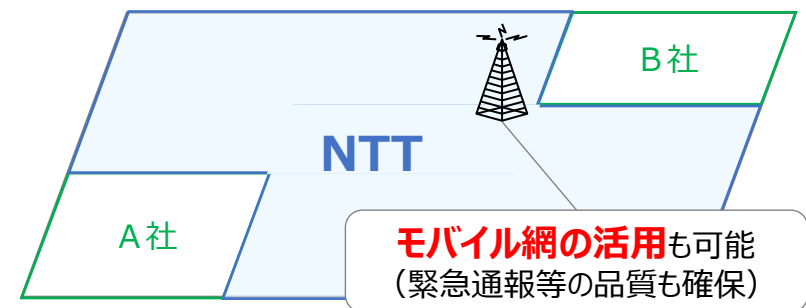
見直し後



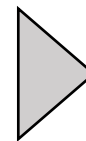
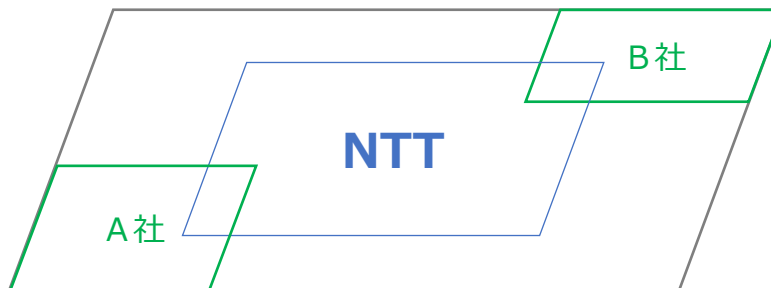
NTTのみが、
他事業者がいる地域でも提供の責任を負う
「あまねく提供責任」



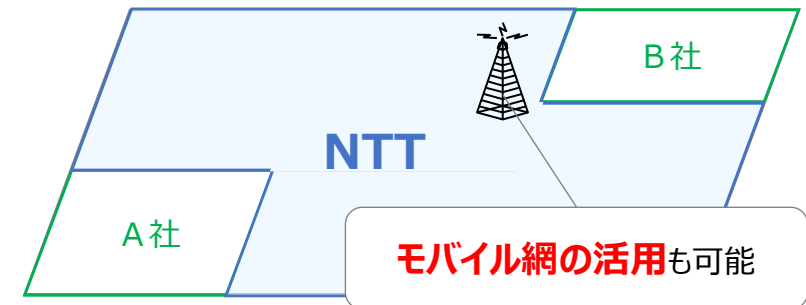
複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責任を負う**
「最終保障提供責任」



NTTを含め、
提供責任を負う事業者はいない



複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責任を負う**
「最終保障提供責任」



- 通信サービスの中心が、固定電話からIP電話、ブロードバンドやモバイル等に大きく変化していること等を踏まえ、NTT東西の経営の自由度を高める観点から、**NTT東西の業務範囲等の規制を緩和**。
- あわせて、これらの規制緩和等による公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置として、**公正競争の確保に関する規律を強化**するとともに、これらを含む公正競争の確保に関する規律の遵守状況等の**事後検証を法定化**。

NTT東西の業務範囲規制の緩和

- **県域業務規制の撤廃**
- **活用業務の手の続の簡素化・効率化**

公正競争の確保に関する規律の強化

- 特定の事業者との間の**在籍出向の禁止**
- 特定の事業者との**有利な条件での取引の禁止**
- **卸関連情報の目的外利用・提供の禁止**
- **グループ内の大規模事業者との合併等審査**

事後検証の実施

毎年、**規制の遵守状況や競争状況**について、有識者の意見を聴きながら**検証**（P 7、8 参照）

欠格事由の追加

- 現行の認定の欠格事由に、特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯(※)を追加

(※)詐欺、電子計算機使用詐欺等

- さらに、認定の取消しを受けて2年を経過しない者も追加

○現行の欠格事由(電気通信事業法第50条の3)

- ・ 電気通信事業法等による刑から2年を経過しない者
- ・ 第14条の登録の取消から2年を経過しない者
- ・ 役員が上記に該当した場合

効果

- 特殊詐欺に関与した事業者を予め認定から排除可能
- 認定した後に事業者が特殊詐欺に関与した場合、ただちに認定の取消が可能
(欠格事由は認定の取消事由であるため)
- 取組の義務違反により認定が取り消されたような事業者を予め排除可能

事業者への義務付け

- 事業者が他の事業者番号提供を行う場合に一定の取組を行うことを新たに義務付け

義務の内容

- ① 番号の提供先が番号使用計画の認定を受けているか確認すること
- ② 番号の提供先の役務の継続性を確認すること

義務の対象

- 固定電話番号
- 音声伝送携帯電話番号(060/070/080/090)
- 特定IP電話番号(050)

効果

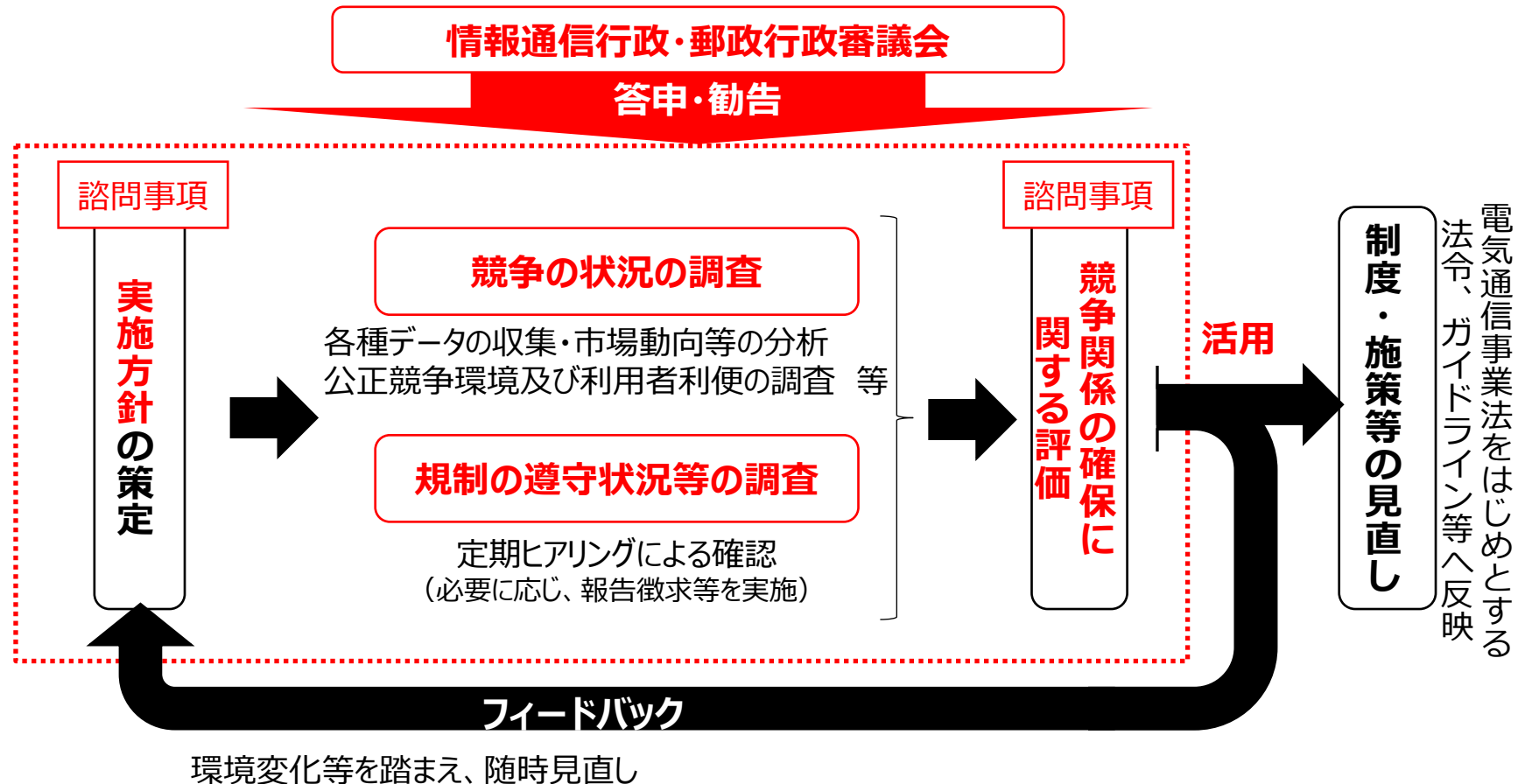
- 認定を受けていない事業者に対する番号の流通の防止が可能
- 特殊詐欺を企図した**利根的な事業者※へ**の**大量の番号提供の防止が可能**
※闇バイト等で名義貸して認定を受けているケース
- 取組の義務違反があった場合、司法判断を待つことなく、認定の取消が可能

- このほか、認定申請時の誓約書の提出等を義務付け

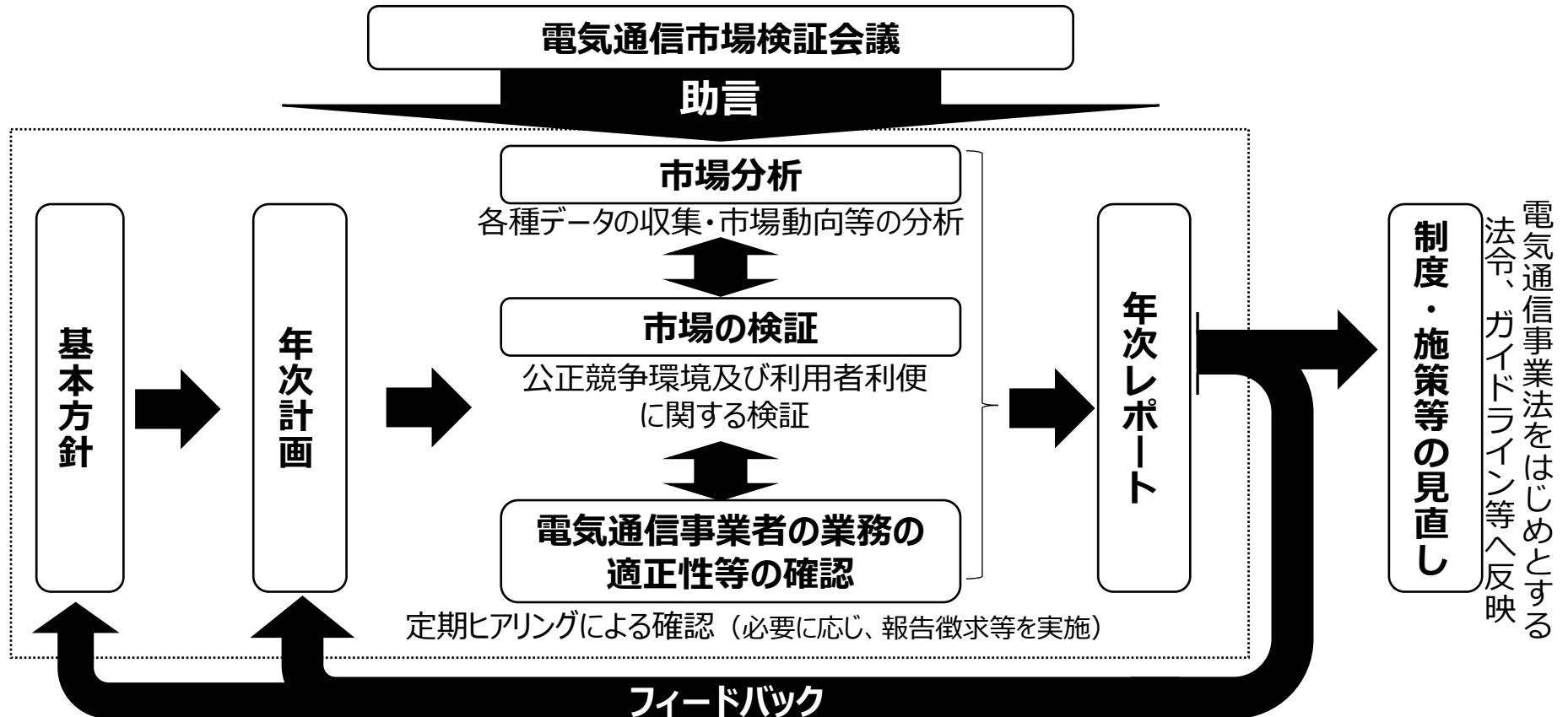
○認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき
- 三 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令(第51条)に違反したとき

- 公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が、毎年、**審議会の有識者の意見を聴きながら、検証する仕組みを法定化**。
- あわせて、検証を通じて専門的な知見が蓄積されることとなる審議会が、その諮問事項に適時に意見することができるよう、**審議会の勧告制度を導入**。



- 学識経験者等で構成する「**電気通信市場検証会議**」からの助言を踏まえ、電気通信市場の分析、市場の検証や電気通信事業者の業務の適正性等の確認等の「**市場検証**」を実施。



環境変化等を踏まえ、随時見直し

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、**電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。**

- 2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行つたときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。
- 4 総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの**法律の適正な運用に活用するものとする。**

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、**審議会等**（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）**に諮問しなければならない。**ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、**第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定**

三・四 (略)

(勧告)

第百六十九条の二 **審議会等**は、前条各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、**必要な勧告をすることができる。**

- 2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について審議会等に報告しなければならない。